

新型コロナウイルス陽性自宅療養者緊急支援について

新型コロナウイルス感染症のウイルス遺伝子（PCR）検査で、陽性となった方（確定患者）ないし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による疑似症患者については、周囲への感染防止の措置が必要なため、感染症指定医療機関などへの入院または、東京都が運営する宿泊療養施設での滞在・健康観察を行っているところである。

一方で、入院待機中など事情により直ちに入院または宿泊療養が受けられない方には、下記のとおり、食料品等の物資を支給する支援を行っている。

記

1 支援対象者

以下の方のうち希望者

- (1) 新型コロナウイルス感染症のウイルス遺伝子（PCR）検査で、陽性となった方のうち、事情により直ちに入院または宿泊療養をしていない方で、家族等の支援が受けられないなど食料品等の調達が困難な方
- (2) 上記と同居の18歳未満の子又は介護が必要な家族

2 支援内容

調理が不要の食料品、日用品等を詰め合わせた「生活支援セット」を地域支えあい推進部職員が自宅玄関前まで配達

3 支援期間

保健所から新型コロナウイルス感染症のウイルス遺伝子（PCR）検査の陽性告知をされた日の翌日から必要な期間

4 支給開始日

令和2年5月1日（金）

5 支援物品の購入先

『地域活性化包括連携協定』を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンをはじめ、本事業への協力（履行）体制が整い、必要な食料品等の調達及び納品までをスムーズに行うことができる業者から物品を調達している。